

定

款

パレモ・ホールディングス株式会社

## 第一章 総 則

(商 号)

- 第1条 1. 当社は、パレモ・ホールディングス株式会社と称する。  
2. 英文では、PALEMO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(事業の目的)

- 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
- (1) 既製服および生地・装身具の製造、加工および販売
  - (2) 貴金属・宝石・服飾雑貨品・美術工芸品・インテリア用品・日用品雑貨・事務用機器・衣料品・スポーツ用品・時計の販売
  - (3) 履物・かばん類・用品雑貨・園芸用品・手芸用品の販売
  - (4) 食料品・酒類の販売
  - (5) 家庭用電機製品・寝装具・家具・眼鏡品・文房具・玩具・包装用品の販売
  - (6) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売
  - (7) 出版物・書籍の発行および販売
  - (8) 前各号の商品の卸売りならびに輸出入業
  - (9) 古物の販売
  - (10) 喫茶店・飲食店・理容店・美容室・遊技場・スポーツ施設・文化教室の経営
  - (11) 不動産・建物附属設備の賃貸および什器備品等の貸付けならびに不動産の賃貸借の仲介業務
  - (12) 経営指導業務および情報提供サービス業務
  - (13) 旅行斡旋業務
  - (14) 損害保険代理店業ならびに生命保険の募集に関する業務
  - (15) 荷造り梱包業、荷役配送業
  - (16) 写真撮影機器・映像撮影機器ならびにそれらに付帯する設備の設置、賃貸
  - (17) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務
  - (18) 通信販売業務
  - (19) インターネットを利用した通信販売業務
  - (20) 前第18号および第19号に付帯する一切の業務の受託およびそれら商品の梱包、配送に関する業務
  - (21) インターネットによる情報提供業務
  - (22) 値札の印刷ならびに販売および値札用紙の販売
  - (23) 納品書、荷物ステッカー、タグピン等、受発注、配送に関する用品の販売
  - (24) 印刷機械、通信機械およびコンピュータのリース

- (25) 商品梱包業務
  - (26) 備品等の保管、管理ならびに配分に関する業務
  - (27) 社内便の運行に関する業務
  - (28) 貿易に関する業務
  - (29) 商品の値札、品質表示札、ネーム等の取り付け作業
  - (30) 店舗内装用資材の販売
  - (31) 照明、電飾用資材の販売
  - (32) 土木、建築工事の設計、施工、請負
  - (33) 建築資材の販売
  - (34) 宅地建物取引業
  - (35) 産業廃棄物の収集、運搬および処理業
  - (36) 商標権、意匠権、著作権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理
  - (37) 有価証券の運用および保有
  - (38) 前各号に付帯する一切の業務
2. 会社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式の総数は、2,736万株とし、2,735万株は普通株式、1万株はA種優先株式とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、以下のとおりとする。

|        |      |
|--------|------|
| 普通株式   | 100株 |
| A種優先株式 | 1株   |

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 1. 当会社は株主名簿管理人を置く。  
2. 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。  
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第二章の二 A種優先株式

(優先配当)

第10条の2 1. 当会社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の1株あたりの払込金額1,000,000円（以下「A種配当基準額」という。）及び前事業年度に係る配当後のA種累積未払配当金（第2項において定義される。）の合計額に対し、A種優先配当率を5.5%として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）により算出される額（以下

「A種優先配当金」という。)の配当をする(以下「A種優先配当」という。)。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

2. A種優先株式発行事業年度以降のある事業年度におけるA種優先株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、A種優先株式1株あたりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第1項に基づくA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

3. 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第1項及び第2項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

4. A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

①A種優先株式の分割または併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割または株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割または株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。

$$\text{調整後 A 種配当基準額} = \text{調整前 A 種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行または処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種優先株式数」は、当該発行または処分の時点で当社が保有する自己株式(A種優先株式に限る。)の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種優先株式数」は、「処分する自己株式(A種優先株式に限る。)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後A種配当基準額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{調整前A種配当基準額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

③①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(残余財産の分配)

第10条の3 1. 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、次の①及び②を合計した額(以下「A種

残余財産分配額」という。)を残余財産の分配として支払う。

①A種配当基準額

②A種累積未払配当金

2. 当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第10条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、すべての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))

第10条の5 A種優先株主は、いつでも当会社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額を交付するものとする。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権))

第10条の6 A種優先株主は、いつでも当会社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める数の当会社の普通株式を交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(b) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとし、この場合においては、1株を交付する。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、109円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式

により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式} \\ \text{の数－当会社が保} \\ \text{有する普通株式の} \\ \text{数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行す} \\ \text{る普通株式の} \\ \text{数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数) +} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間

の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。

調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することにより又は当会社を取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。

調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交付、株式移転、会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(d)取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(金銭を対価とする取得条項(強制償還))

第10条の7 当社は、いつでも取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種優先株式の数を通知する。

(株式の併合又は分割等)

第10条の8 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

(譲渡制限)

第10条の9 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。

### 第三章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 1. 当会社の定時株主総会は、毎年5月20日までに招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。  
2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。  
3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月20日とする。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎にあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会への準用)

- 第 16 条の 2 第 11 条ないし第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する(第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。)(第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。))。

## 第四章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 18 条 1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役等)

- 第 20 条 1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。  
2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

- 第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

- 第 22 条 取締役会の招集は、各取締役並びに各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(取締役会の招集者)

- 第 23 条 取締役会の招集は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議)

- 第 24 条 1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。  
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

- 第 25 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規則)

- 第 26 条 取締役会の運営に関する規定は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第五章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 1. 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第 30 条 補欠監査役の予選の効力は、予選後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会の招集)

第 34 条 1. 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第六章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までの 1 年とする。

(自己株式の取得)

第 37 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 8 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 1. 当会社の期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。  
2. 配当財産が金銭である場合は、支払いの配当金には、利息をつけない。

以上

|    |    |                   |
|----|----|-------------------|
| ＜制 | 定＞ | 昭和59年11月 5日       |
| ＜改 | 正＞ | 平成 2年 5月17日       |
|    |    | 平成 4年 5月19日       |
|    |    | 平成 6年 5月17日       |
|    |    | 平成 7年 5月18日       |
|    |    | 平成 8年 5月16日       |
|    |    | 平成10年 5月14日       |
|    |    | 平成12年 5月11日       |
|    |    | 平成12年 8月14日       |
|    |    | 平成12年12月 2日       |
|    |    | 平成13年 5月 7日       |
|    |    | 平成14年 5月 7日       |
|    |    | 平成15年 5月 6日       |
|    |    | 平成16年 5月11日       |
|    |    | 平成17年 5月11日       |
|    |    | 平成18年 5月10日       |
|    |    | 平成19年 5月11日       |
|    |    | 平成20年 5月14日       |
|    |    | 平成21年 5月14日       |
|    |    | 平成22年 1月 6日       |
|    |    | 平成24年 2月21日       |
|    |    | 平成27年 5月14日       |
|    |    | 平成29年 5月18日       |
|    |    | 平成29年 8月21日       |
|    |    | 令和 元年 5月16日       |
|    |    | 令和 元年 7月 8日       |
|    |    | 令和 4年 5月12日（現行定款） |

この写しは定款の原本と  
相違ないことを証明する。

パレモ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 香西 雅弘